

## パブリック・コメント手続（意見募集）

### 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例改正後の意見募集について

	頁
● 改正の概要……………	1
● パブリック・コメント手続を実施しなかった理由……………	1
● 改正前条例と改正後条例との対照表……………	3
● 意見の提出方法……………	4

意見募集期間	平成30年（2018年）6月18日（月）～7月10日（火）
お問い合わせ先	こども育成部教育・保育支援課 電話046-822-8061（直通）

平成30年（2018年）6月

横 須 賀 市

## ● 改正の概要

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号、以下「基準省令」という。）の一部を改正する省令が平成30年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、放課後児童支援員の基礎資格等を改めるため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横須賀市条例第37号、以下「条例」という。）の一部を改正しました。

なお、改正内容が国の基準と異なる内容を定めることは基本的にできない従うべき基準であることから、基準省令の改正内容と同一の内容で、次のとおり改正しました。

- (1) 第10条第3項に第10号として、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を新設しました。
- (2) 第10条第3項第4号について、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」に改めました。

## ● パブリック・コメント手続を実施しなかった理由

条例を改正する時期が基準省令の改正時期（平成30年4月1日）より後になった場合、改正までの間、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の配置、放課後児童支援員を対象とした補助金の交付や認定資格研修の受講に影響を与えることが想定されました。

このような状況になることを避けるため、基準省令の改正時期に合わせて条例の改正を迅速に行う必要があり、横須賀市市民パブリック・コメント手続条例第5条第1項第1号（迅速若しくは緊急性を要するもの）の規定により、パブリック・コメント手続を実施しないこととしました。

なお、同条第2項の規定により、市民等の意見を聴く手続を実施します。

(参考) パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

● 条例の改正前・改正後の対照表

(下線部分は改正箇所)

改正前	改正後
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 1、2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 1、2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの</u></p>
<p>第11条～第21条 (略)</p> <p>附則1～4 (略)</p>	<p>第11条～第21条 (略)</p> <p>附則1～4 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>

## ● 意見の提出方法

1 提出期間 平成30年6月18日（月）から7月10日（火）まで

2 あて先 こども育成部教育・保育支援課

3 提出方法

○書式は特に定めていませんが、日本語で記述してください。

○住所及び氏名を明記してください。

なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

- (1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地
- (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
- (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
- (4) (本件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・こども育成部教育・保育支援課（横須賀市役所はぐくみかん5階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所こども育成部教育・保育支援課

(3) ファクシミリ

FAX番号 046-825-9123

(4) 電子メール

E-mail [eccs-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:eccs-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp)

個々のご意見等に直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。  
なお、いただいたご意見等は、今後の参考とさせていただきます。